

2022年度 事業計画書
(2022年4月1日～2023年3月31日)

1. 公益事業1

アジア地域を中心とする民商事法分野に係る調査・研究の実施及びセミナー・シンポジウム等の開催並びにその援助。

(1) 調査・研究事業

① アジア・太平洋民商事比較法制研究

当財団は、法務省法務総合研究所と共同して、アジア太平洋地域の法制度について関西の学者、実務家に依頼し、研究会を実施してきている。

2022年度から次の企画を実施する予定である。

名称：アジア・太平洋法制研究会

主 催：法務省法務総合研究所国際協力部及び当財団

期 間：2022年4月～2024年3月(2ヶ年プロジェクト)

テ ー マ：不動産に関する法制度比較

研究対象国・地域：インドネシア、カンボジア、ベトナム、ラオス、
フィリピン、マレーシアのうちから、2022年4月
開催予定の第1回研究会にて4カ国選定予定

座 長：児玉 実史 弁護士法人北浜法律事務所弁護士

委 員：飯島 奈絵 弁護士法人堂島法律事務所弁護士

大川 謙蔵 摂南大学法学部准教授

大林 良寛 弁護士法人淀屋橋・山上合同弁護士

高原 知明 大阪大学大学院高等司法研究科教授

田中 宏岳 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士

本間 拓洋 本間国際綜合法律事務所弁護士

高橋 真由美 伊藤忠商事株式会社法務部大阪法務室長代行

森下 寛斗 伊藤忠商事株式会社法務部大阪法務室

(別途確定) ダイキン工業株式会社

② 日韓パートナーシップ共同研究

当財団は、法務省法務総合研究所と共同して、日本の法務省、法務局及び裁判所の職員から選ばれた日本側研究員と韓国の大法院(最高裁)及び各級法院の登記及び執行関係職員から選ばれた韓国側研究員による、所掌業務に関する諸問題について、相互に研究検討する共同研究を1999年から実施してきている。研究主題に選んだ諸問題の検討及び比較研究を共同で行うことを通じて、研究員がお互いの知識の向上を図り、成果を研究主題に取り上げた制度の発展及び実務の改善に寄与させるとともに、両国間にパートナーシップを醸成することを目的としている。

2022年度は、「不動産登記制度、商業法人登記制度、供託制度及び民事

「執行制度をめぐる制度上及び実務上の諸問題」をテーマとして、2022年9月26日から日本にて、2022年11月14日から韓国にて共同研究を実施する予定である。

(2)セミナー、シンポジウム等事業

① 日中民商事法セミナー

当財団は、中国国家発展改革委員会を中国側の相手方として、他関係機関の協力も得て、中国との法律交流事業をその設立以来行っている。2022年度は、新型コロナ感染症の影響で開催を延期してきた第25回日中民商事法セミナーを次のとおり開催する予定である。

時期・場所：2022年度中（中国での開催を予定）

テーマ：法律テーマ「ビジネス環境を最適化する条例」

経済テーマ「日本企業の職人精神と関連制度保障」

主催 日本側：当財団

中国側：国家発展改革委員会

共催：法務省法務総合研究所、日中経済協会

日本側講師：各テーマに関する専門家講師1～2名招聘

② 法整備支援連携企画

法整備支援を促進するためには、これを支える国内人材の育成と活用が極めて重要であり、さまざまな人的資源を発掘・確保するための一方策として、法整備支援を担う次世代の若者らとの意見交換の場を提供することが必要である。法務省法務総合研究所、名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター(CALE)、慶應義塾大学大学院法務研究科及び当財団他が共催して、大学生、法科大学院生、若手法曹や研究者を対象に、2009年8月に「わたしたちの法整備支援～ともに考えよう！法の世界の国際協力」シンポジウムを開催し、その後継続してきている。

2022年度も、法務省法務総合研究所が主催する「法整備支援へのいざない」、名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター(CALE)が主催する「サマースクール」、そして慶應義塾大学大学院法務研究科が主催する「法整備支援シンポジウム」を共催支援する予定である。

③ 国際民商事法金沢セミナー

石川国際民商事法センター主催、株北國新聞社、法務省法務総合研究所及び当財団が共催して、2005年度から毎年金沢市にて開催しているセミナー。アジア・東南アジア地域におけるビジネス法関連の情報交換、そして同地域におけるビジネス法・経済法分野での法整備支援のニーズ及びドナ一間連携の可能性について意見及び情報交換を行うことを目的として、国内外の専門家を招いて実施してきている。

2022年度も次のとおり会場開催での企画を共催する予定である。

時期・場所：2022年9月、金沢にて

テーマ：別途協議の上確定

主 催 : 石川国際民商事法センター、株北國新聞社、
法務省法務総合研究所、当財団

④ アジアビジネスローフォーラム (ABLF)

ABLFは、アジアと日本、官と民、そして世代間を繋ぐ三つの懸け橋となって、ビジネスローから人権まで広くアジアの法についての知識を共有し、多角的な議論をする場／フォーラムを提供することをその活動目的としており、当財団の目的趣旨に沿うセミナー・シンポジウム等を企画している。2022年度も複数回の企画が見込まれ、共催支援していく予定である。

⑤ アジア・ビジネスロー・カンファランス (ABC)

ABCは、アジアとの関係性がとりわけ深い関西・西日本地区においてアジアとのビジネス交流の重要性が一層増すなか、法的なリスク対応を含めた情報共有の場を立ち上げ、ネットワークの構築を企図するプラットフォーム機能を担うべく2019年に設立され、その第1回企画「日本企業のアジアにおけるビジネス展開～協調と課題」セミナーを実施した。当財団はその企画趣旨に賛同して共催した。2022年2月に開催を予定していた次の企画は新型コロナウイルス感染症の影響で延期され、2022年度に次のとおり開催、当財団は共催支援する予定である。

時期・場所：2022年4月12日(火) 奈良商工会議所 会議室にて

テーマ：企業のアジアにおけるビジネス展開 in Nara

～アジア新時代withコロナ～

後援者：奈良商工会議所、大和高田商工会議所、生駒商工会議所、橿原商工会議所、一般社団法人奈良経済産業協会、奈良経済同友会、JETRO奈良貿易情報センター

上記の他に、法務省法務総合研究所をはじめとして日本を含むアジア諸国の法制度に関係している諸団体が行う事業で、当財団の目的趣旨に沿うものについては、その成果をあげるべく、2022年度も当財団として積極的に協力することとしている。

2. 公益事業2

法整備支援事業。独立行政法人国際協力機構（JICA）は、政府開発援助（ODA）の一環として、主としてアジア諸国を対象に、法整備支援及び法曹人材の育成支援のため、各国から立法担当者や政府関係者、裁判官、学者等を招致し、日本の法制度やその運用システムの研修を実施している他、現地への専門家派遣、法律草案作成、法曹養成教育機関への協力等の支援プロジェクトを拡大している。そういった支援実施のために、法学研究者、法務省、日本弁護士連合会等、様々な関係者の支援を得て、専門的見地からの助言・協力を実施する国内支援委員会を案件等毎に設置して、日本国内からも海外現地での協力業務実施を支援する体制を整えている。

当財団は、JICAによる民商事法分野の支援プロジェクトに、法務省法務総合研究所他関係先と共に、1998年度から協力してきた。2022年度も、20

22年3月に締結した契約にもとづき、国内支援委員会事務局や各種会議運営、法整備支援分野に関する情報整備・提供・発信、そして、日本に招致した各国から立法担当者や政府関係者、裁判官、学者等の研修業務等に関して協力支援を行っていく。

なお、JICAからの受託事業収入の過去5年間の推移は以下のとおりである。

受託事業収入（千円）	
2016年度	72,701
2017年度	69,385
2018年度	53,369
2019年度	52,625
2020年度	69,361

(1) 2022年度に予定されている主なプロジェクトは次のとおりである。

① ベトナム

案件名：法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト
(2021年1月～2025年12月)

案件概要：法規範文書制度の質及び法規範執行の効率性を国際水準に照らして向上させ、法・司法改革の促進及び国家の国際競争力強化を支援

部会等：アドバイザリーグループ
本邦研修予定：5回

② カンボジア

案件名：民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト
(2017年4月～2022年10月)

案件概要：これまで実施されたプロジェクトにより各機関で育成された人材を中心に、民法・民事訴訟法のより適切な運用を目指して、不動産登記法の整備、訴訟書式の整備、民事判決の公開等を柱とした活動を支援。

部会等：民事訴訟法作業部会
不動産登記法アドバイザリーグループ
本邦研修予定：2回

③ ラオス

案件名：法の支配発展促進プロジェクト
(2018年7月～2023年7月)

案件概要：ラオスの法務・司法分野の中核人材が、基本法令の法理論の研究、同理論に基づく運用・執行、法令及び実務の改善能力を身に付け、研究成果を同分野の関係者に共有するとともに、持続的な活動実施体制を具体化し、法学教育者・法曹等養成する担当者が質の高い法律実務家を育成する能力を身に付けるよう支援。

部会等：民法アドバイザリーグループ
教育・研修改善アドバイザリーグループ
本邦研修予定：4回

④ インドネシア

案件名：ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト（2021年10月～2025年9月）

案件概要：ビジネス界における法的な予見可能性改善も視野に、法令間の整合性確保に係るドラフターの能力向上のための研修内容改善及びビジネス関連事件に係る裁判官向け研修や執務参考資料の整備を行うことにより、ドラフターの法案起草及び裁判官の審査能力向上を支援。

部会等：裁判所支援アドバイザリーグループ
本邦研修予定：4回

⑤ ネパール

案件名：司法セクターにおける人材能力強化
(2021年3月～2023年3月)

案件概要：法務・司法・議会担当省をカウンターパートとし、民法の理解促進及び普及を支援、並びに調停や訴訟手続きに関する助言を通じて、法・司法分野の発展を支援

部会等：民法アドバイザリーグループ
本邦研修予定：1回

⑥ バングラデシュ

案件名：調停制度・事件管理強化
(2020年4月～2023年3月)

案件概要：司法制度の立法・運用に携わる法務・司法・議会担当省の幹部職員及び下級裁判所の裁判官等に対し、日本の司法制度及び実務運用等に関する講義・関係機関見学などを実施することにより、バングラデシュの紛争解決等に関する制度・実務の改善及び人材育成を支援。

本邦研修予定：2回

⑦ スリランカ

案件名：刑事司法実務改善
(2021年8月～2023年3月)

案件概要：同国司法関係者に対して、日本及び諸外国の法制や実務を共有することで、同国刑事司法手続の迅速化に必要な能力強化を支援。

本邦研修予定：1回

⑧ ウズベキスタン

案件名：権利保護及び経済自由化のための司法能力強化

(2020年11月～2023年3月)

案件概要：個人の権利保護及び経済の自由化を促進するため、民法及び民事訴訟法が、私的自治の基本原則に基づき適正に運用されるような司法能力強化を支援。

本邦研修予定：1回

(2) その他法整備支援案件

① 法整備支援連絡会

法整備支援に係る関係機関が一堂に会し、意見や情報の交換を行う場として、法整備支援連絡会を2000年から開催している。2022年度は次の通り開催予定であり、当財団は例年通り後援者となって支援する予定である。

時 期：2022年6月25日(土)

場 所：法務省国際法務総合センター「国際会議場A」

(ウェブ会議形式を併用)

テーマ：法整備支援における法理論・法学教育の果たす役割

～ 実務家養成のあり方を中心に

主 催：法務省法務総合研究所、独立行政法人国際協力機構(JICA)

② 共同研究等

法務省法務総合研究所が、2022年度に、ネパール、東ティモール、ウズベキスタン、モンゴル各国との共同研究を予定している。

3. その他

(1) 機関誌「ICCLC」及びニュースレター「ICCLC NEWS」

2022年7月に機関誌「ICCLC」(2021年度事業報告、2022年度事業計画)を発刊予定。また、セミナー・シンポジウム等の成果物を掲載したニュースレター「ICCLC NEWS」を隨時発行し、ホームページで公開する予定。

(2) インターネットホームページ及び財団パンフレット

当財団インターネットホームページのメンテナンス及びパンフレットの改訂等を行う。ホームページでは、財団の活動を幅広く知ってもらうため、「ICCLC NEWS」の掲載に加え、セミナー・シンポジウム等の案内を都度掲載することとしている。

以上